

令和7年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

令和6年度に給付した定額減税補足給付金（調整給付）において、本来給付すべき額に不足額が生じた方などに給付するための経費について、補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年5月8日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

◎歳出予算 1,831,469 千円

【歳出予算の内訳】

定額減税補足給付金（不足額給付）について	全額国が負担	1,831,469 千円
----------------------	--------	--------------

※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

(1) 令和7年度 定額減税補足給付金（不足額給付）	1,680,000 千円
----------------------------	--------------

(2) 給付金の支給に係る事務費	151,469 千円
------------------	------------

◎歳入予算 1,831,469 千円

【歳入予算の内訳】

国庫支出金（補助率 10/10）	1,831,469 千円
------------------	--------------